

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

借地権者のうちから選挙される委員の候補者の氏名及び住所
森田健吉 鳥取市栄町七一九番地

鳥取県告示第四百四号

昭和五十三年五月七日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないため、投票を行わないこととしたので、土地区画整理法施行令審議会の委員の補欠選挙についても、候補者の数が選挙すべき委員の数を(昭和三十年政令第四十七号)第二十六条の規定により公告する。

昭和五十三年4月二十二日

鳥取県知事 平林鴻

三

告示

鳥取県告示第四百三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十四条第二項の規定に基づき、昭和五十三年五月七日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る候補者の届出があつたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十三年4月二十二日

鳥取県知事 平林鴻 三